

令和元年 10 月 11 日から同月 26 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

特定非営利活動法人日本栄養改善学会
理事長 村山 伸子

本学会理事会は、2018 年 8 月 18 日に開催した理事会において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）の適用措置を受けた激甚災害に被災された会員の皆様に、次の対応を行うことを決定いたしました。

皆様の生活が 1 日も早く復興されますことを、お祈り申し上げます。

【激甚災害の指定（第 16 条、第 17 条適用）を受けた災害名】

令和元年 10 月 11 日から同月 26 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
※台風 19 号、20 号及び 21 号の暴風雨による災害

【被災会員への対応】

2019 年度会費の免除

- 2019 年度会費の免除を希望する会員は、①会員番号、②氏名、③連絡先住所、④被災状況（例えば「住家全壊」、「避難所生活」など簡単に）を事務局宛に、ハガキ・ファックス・E-mail のいずれかの方法でご連絡ください。
- すでに 2019 年度会費を納入している会員についても、申し出があれば、2019 年度会費を免除とし、納入されている会費は次年度の会費といたします。

〔特定非営利活動法人日本栄養改善学会事務局〕

〒108-0073 東京都港区三田 3-4-18 二葉ビル 904 号

Tel 03-5446-9970 Fax 03-5446-9971 E-mail kaizen@jsnd.jp